

## 第VI章 付章2「賀来荘」の時代—中世の賀来地域—

古代、大分郡内には九郷が置かれたが、賀来地域はそのうちのひとつ阿南郷に所属した所である。

阿南郷は九郷のうち最大の郷域をもったもので、東は荏隈郷に接し、西は現狭間・庄内町域に広がる。賀来地域は郷の東端、大分川の河流沿いに開けた沖積平野を占めて、荏隈郷に境するところに位置する。

ここは大分郡内では最も早くから開かれ、弥生時代以来の生活痕が色濃く残されている地のひとつである。律令時代には荏隈・笠和郷などと同じように条里地割が施され、豊かな生産の場を提供した。地区の南端に位置する国分には「好地」を択んで建立された豊後国分寺が置かれた。賀来地区は生産の好地ばかりでなく、大分川による水運に加えて、高坂駅（上野丘陵に位置した）と由布駅（現由布院）を結ぶ、いわゆる太宰府官道が通過した古代交通の要地でもあった。豊後国衙との距離も約二キロメートルと近い。賀来地域は、そうした「好地」であった。

賀来荘はこの好地に成立した柚原宮（ゆず原八幡宮）領の荘園である。阿南郷の中から分出した荘園であり、賀来地区を中心にして西は石城川・由布川地区、北は西大分の生石付近までを含み、また賀来地区の対岸（大分川右岸）の小野津留までを荘域とする。

成立の経緯については詳細でないが、長徳四年（998）の柚原宮の三十三年を一期とする宮社の造替に際して、造替の「料所」とするために柚原宮に寄進されたものと伝える。（「賀来社大宮司平経妙申状案」）。しかし、史料上、荘名の「賀来御座」が初見されるのは治承元年（1177）であり、「経妙申状案」にいう寄進の時期よりも約二世紀も下がってからである。このため、長徳四年成立説にはいささかの疑義を差しはさまねばなるまい。一方、長寛二年（1164）の文書には、従来阿南郷内に所在した柚原宮の大般若修理料田一町について、これを「大般若修理田一丁在賀来」とする記載がみえるようになり、「賀来」地名が初めて登場する。つまり、阿南郷から分出した形で賀来が登場する訳である。加えて、鳥羽院政の頃（大治四年・1129—保元元年・1156）に柚原宮大宮司大神広房が勅勘を蒙って領家職を没収されたとする史料（前出「経妙申状案」）とも併せ考えれば、すでにこの十二世紀前半頃の時期に賀来荘の成立を求めたとしても大過ないものと思われる。

さて、弘安図田帳によれば賀来荘は次のように記載されている。

「賀来荘貳百三十町

本荘貳百町 領家一條前左大将家室家

地頭職賀来五郎惟永法名願連

平丸名三拾町 領家山法師備後僧郡幸秀地頭同前」

これから明らかなように、賀来荘は本荘200町と平丸名30町から成った荘園である。

本荘はともかく、平丸名という名田については平丸保とも呼ばれるが、その成立の経緯については詳らかではない。いずれにしろ地域有力者（私領主で平丸と称した人物か。「平丸郡司藤原貞助」なる人物が確認される。）の私領となっていた土地であろう。なお、平丸名は阿南郷に所在するという記載史料もあることから、たぶん賀來荘と阿南郷の境付近に所在した名田と考えられよう。

賀來荘の「職」についてはどうであろうか。上記の図田帳では先ず、領家職について弘安八年（1285）当時「一条前大将家室家」、すなわち一条実経の室家・平成俊女であるものと思われる。本荘の領家職はもともと、柚原大宮司家の大神氏が相伝していたものであるが、前述のように大神広房が鳥羽院の勅勘によって領家職を没収されたのに伴い、これ以後平家一門の手を経て一条実経に相伝されてきたものである。つまり、柚原大宮司の手から一旦離れた領家職は回復されることなく中央貴族に相伝されていき、柚原宮はこのため、さらに下級の職である預所職（あるいは雑掌）に甘んじなければならなかった。しかし、足下にある荘園として、これから得られる経済的収益は大きく、実質的な支配は柚原宮がもっていた。

ところで、弘安図田帳によれば賀來荘の地頭職を所帯したのは本荘、平丸名ともに賀來五郎惟永法名願連なる人物とする。これによって地頭職は在地領主たる賀來氏が掌握していたことが明白である。この賀來氏はもともと豊後大神氏の流れを汲む佐伯氏の一族であって、後述のように中世には賀來荘を地盤に活動する。今次の発掘に確認された断面・梯形を呈する溝状遺構を伴う居館跡らしい遺構が、賀來氏とかかわるものであらうと推定されるのは当然である。

賀來氏が賀來荘と関係をもってくるのは、賀來氏の祖・佐伯惟家が当荘の下司職を取得したのに始まり、次いで惟家にこれが相伝された後、三代の惟綱（法名頼阿あるいは順阿）の時になって貞応三年（1224）に地頭に補されたという経緯をみることができる。この地頭補任の背景となったのは、いうまでもなくこの三年前に起きた承久の乱であり、この乱に対する勲功の賞として地頭職を手に入れることができたわけである。賀來氏は、いわゆる新補地頭として賀來荘内にその地位を得たのである。こうして賀來荘では、賀來氏が地頭職を帯するようになって以来、在地領主としてその力を強めていくことになる。このため、これまで実質支配を進めた柚原宮との鋭い対立が起きることは当然の成り行きであった。なお、賀來氏の居館については今回の溝状遺構に近接（300メートル位北）した所にある天満社の社地一帯と伝える地元の言い伝えがあり、この付近が賀來神社（柚原宮の関連社）の社地であることと合わせて、おそらく、居館の営まれた所であると推察してよいであろう。

賀來氏が賀來荘の在地領主として活動した形跡についてはどうであろうか。結論からいえば、賀來氏による賀來荘の侵略の動きこそ、賀來氏の勢力伸長の足跡といえる。賀來惟綱の時にそれまでの下司職に代わって地頭職を得たこと―これが賀來氏の活動の原動力、つまり柚原宮と対立する中で在地領主権を強化拡充していく背景となるのである。

嘉禄二年（1226）、宝治二年（1248）の関東下知状は、賀来氏の侵略に耐えかねた柚原宮がこれを幕府に訴えたことに対する、幕府側の惟綱に対する下知を伝えた文書である。これによれば惟綱の「非法」のあらまきは次のようである。

(1) 鬼丸（惟綱）は柚原神人（貢米荘の荘民）の給田を奪って自分の所従に宛行い、神馬を押領して五月会を違乱した。

(2) 最勝溝田、仁王溝田を押領して所従に宛行った。

(3) 小野津留郷に加徴（年貢付加米）を賦課した。

(4)（課役賦課など）荘民を不安にする行為をおこなった。

下知状はこれらの非法の停止を指令したものであるが、惟綱はほとんどこれを意に介さず、この後も例えば、文永十一年（1274）蒙古来襲に際して、柚原宮異国降伏祈祷を執行するための供料米を抑留して祈祷が行えないという前代未聞の事態を引き起こしたり、また建治3年（1277）には多勢を催して柚原宮に乱入し、傷害事件を起こして神事を妨げるといった非法を繰り返している。

こうした非法は次の惟永にあってはいっそうひどく、神事の停滞や社殿の造替不可能、苅田狼籍といった乱行が繰り返されて社務の執行に重大な支障を来たすようになる。こうした賀来氏の非法も、賀未氏の側からすれば、在地領主権の拡大の指標に他ならなかった。

ところが、こうした非法の数々は南北朝期に入るとほとんどみられなくなってくる。その理由は守護大名大友氏が柚原宮に対する保護の動きをとるようになったことが関係している。すなわち、大友氏は南北朝期になると戦勝祈願を始めとする柚原宮崇敬の態度を強め、豊後一の宮としてこれを手厚く保護するようになっていった。この傾向は時代を追うごとに顕著になり、賀来氏はそうした大友氏の動きの中で、戦国大名化していく大友氏の家臣として臣従化していく。その中で十八代大友親治の頃には賀未氏は柚原宮大宮司職を務めるようになり、また、二十一代義鎮（宗麟）の代になり宮師職をも手に入れて、柚原宮の社務執行の両職（宮司・宮師）を独占することになる。なお、賀来氏が荘園侵略を通じて獲得していった既得権は、この後も大友氏によってほぼ安堵され、賀来氏の経済的基盤として維持されていった。また、柚原宮の各種神事・仏事執行のための料田一たとえば、経番田、正御供田、八幡御誕生会神事田など平安時代の免田に系譜する「宮師坊拘分」の免田が文禄年間まで維持されていったことは、賀来荘と柚原宮の深い歴史的結び付きを証するにたるものである。

（秦 政博）